

木材加工用機械 作業主任者技能講習

労働安全衛生法第14条において木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かなな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場の場合、木材加工用機械作業主任者を選任し、その者の指揮下で、当該機械による作業を行うよう定められています。本講習は、その作業主任者を養成するための技能講習となります。

当協会では、年に1回の開催となります。この機会にぜひご受講をご検討ください。

■ 日 程 9月7日(月) 9:00～18:30 *受付開始日 6月22日(月)
9月8日(火) 9:00～18:35

■ 会 場 (公社)神奈川労務安全衛生協会 横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル
JR関内駅北口、または みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分

地図はこちらからご覧いただけます ▶



■ 受 講 料 一般 12,500円 テキスト 2,420円 合計14,920円(税込)
会員 12,500円 テキスト 1,810円 合計14,310円(税込)
お申込みはこちらから ▶



■ 内 容 ①関係法令(2H)
②木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識(6H)
③木材加工用機械作業の方法に関する知識(5H)
④木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識(2H)
⑤学科試験(1H)

■ 受 講 資 格

下記のいずれかの業務に従事した経験を有することの事業者の証明が受けられること

- 1)木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- 2)定められた職業訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者(木材加工用機械作業主任者技能講習規程第1条の資格を有する者)

主 催

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

TEL. 045-662-5965

神奈川労務安全 | 検索

<https://roaneikyo.or.jp>